

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 呉市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成23年5月10日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づく保護申請却下処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する法第24条第1項の規定に基づく保護申請却下処分を取り消す。

審 査 請 求 の 要 旨

1 審査請求人の請求の趣旨は、処分庁が平成23年3月11日付け [REDACTED] 号で審査請求人に対して行った法第24条第1項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、以前勤めていた会社の職員（以下「同僚」という。）に約 [REDACTED] 円程度預け、そこから月に [REDACTED] 円ずつ返金してもらい、家賃、生活費に充て、残りは [REDACTED] 円程度ある。しかし、月に [REDACTED] 円以上の返金は難しい状況である。
- (2) また、金銭の受け渡しに関する文書などはなく、今後 [REDACTED] 円がすべて返還される保証はない。
- (3) それにもかかわらず、残りの [REDACTED] 円が審査請求人の資産と見なされ、本件処分に係る申請（以下「本件申請」という。）が却下されたため、審査請求したものである。

なお、審査請求人は、証拠として、

本件処分に係る保護申請却下決定通知書の写し 1通
を提出した。

2 処分庁の弁明の趣旨は、本件処分は正当であるので、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 本件処分をするに至った経過は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成23年2月10日に、 [REDACTED]

[REDACTED] をして病院に入院することとなり、入院費の支払に困窮したため、

同月16日に本件申請を行った。

イ 審査請求人からは、同僚に約[]円を預けており、同僚から毎月[]円（本件申請時は[]円。以下「返金額」という。）ずつ返金してもらい、家賃（[]円）と生活費（[]円）に充てており、本件申請時における同僚に預けている金銭の残金（以下「残金」という。）は約[]円であるとの申立てがあった。

ウ 処分庁は、残金を利用可能な資産であるか、同僚からの返済の保証があるか等について確認するために調査を行おうとしたが、審査請求人は、個人情報とは話したくない等の理由で調査を拒否したため、具体的な内容や今後の返済の保証の有無等について確認ができなかった。

エ 審査請求人は、残金が約[]円あることは間違いなしとの申立てを行っている。

オ 審査請求人の申立てどおりであれば、利用可能な資産があるということで、処分庁は、審査請求人に対し、残金の返金について同僚と話し合うよう伝えるとともに、本件処分を行い、平成23年3月11日付けで保護申請却下決定通知書（以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。

- (2) 生活保護は、法第4条第1項の規定により、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているところ、審査請求人は、残金が約[]円あることは間違いなしと申し立てており、残金は利用可能な資産と判断することができるのであるから、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は、何ら法の基準に抵触しておらず、よって、本件審査請求には理由がなく、当然に棄却されるべきものである。

なお、処分庁は、証拠として、

審査請求人に係るケース記録票の写し 一式

審査請求人に係るケース記録票に附属する関係書類の写し 一式
を提出した。

裁 決 の 理 由

- 1 当庁が処分庁が提出した書類等により認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成23年2月16日付けで保護開始申請書、同意書、収入申告書兼同意書及び資産の保有状況届出書を提出し、処分庁は同日これを受け付けた。
- (2) 上記(1)の収入申告書兼同意書には、その他の収入として、同僚等に貸した金の返金が毎月[]円、また、その他将来において見込みのある収入として、同僚に貸した金の返金が毎月[]円である旨の記載があった。
- (3) 審査請求人は、処分庁の担当者（以下「担当者」という。）が行った本件申請に伴う

調査の際に、次のとおり申し立てた。

ア 同僚に、審査請求人が貯めていた給料の積立金約 [REDACTED] 円を預けており、そのお金を回収し生活費に充てようとしたが、同僚がそのお金を使い込んだため、毎月 [REDACTED] 円（本件申請時は [REDACTED] 円）ずつ回収し生活費に充てていた。

イ 同僚の他数名にもお金を貸しており、多いときは、月 [REDACTED] 円程度の収入があったが、次第に、同僚以外は返済が滞り始め、生活は苦しくなっていた。

ウ 上記アの同僚に預けたお金及び上記イの貸していたお金については、借用書等は交わしておらず、すべて口約束であった。

エ アの残金は、約 [REDACTED] 円あるため、同僚が残金を一括して返してくれるならば生活できるが、同僚も生活が苦しいため、一括での回収は困難である。

(4) 担当者は、平成23年2月17日に [REDACTED] 病院を訪れ、入院中の審査請求人及び当該病院のソーシャルワーカーと面談を行った。

(5) 上記(4)での面談の際、担当者は、審査請求人に対し、同僚からの返済の保証の有無や残金の回収以外の収入の有無等について尋ねたが、審査請求人は、個人情報であることを理由として回答を拒絶した。

(6) 処分庁は、上記(3)アの残金を審査請求人の利用し得る資産と認め、生活保護の要件を充たさないことから、本件申請を却下するとの方針を決定した。

(7) 処分庁は、審査請求人の世帯の平成23年3月の最低生活費及び収入充当額を次のとおり算定し、収入充当額が最低生活費を上回り、保護を要する状態と認められないため、平成23年3月14日付けで、本件申請を却下する旨の本件処分を決定した。

ア 最低生活費 [REDACTED] 円

イ 収入充当額 [REDACTED] 円（うち上記(3)アの残金 [REDACTED] 円）

(8) 処分庁は、平成23年3月11日付けで、本件通知書を審査請求人に送付した。

(9) 本件通知書には、却下の理由として「資産活用により」、本件通知書が本件申請受理後14日を経過した理由として「資産の調査に時間を要した」との記載があった。

2 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。これは、生活保護制度における基本原則の一つである保護の補足性、すなわち生活保護制度が自己責任の原則及び他の公的扶助制度に対して補足的意義を担っていることを定めたものである。

(2) 法第24条は、第1項で、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」、第2項で、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」第3項で、「第1項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければ

ならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。」と規定している。

(3) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」と規定し、同条第4項は、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し（中略）ときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下（中略）することができる。」と規定している。

(4) 法第29条は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」としている。これは、保護の実施機関が、厳正、適切な保護の決定、実施のための確実な基礎を得ることを目的とする調査は、保護の実施機関と要保護者との関係のみでは不十分であるので、主として問題となる資産及び収入について広く調査を嘱託し、報告を求めることができることを定めたものである。

(5) これらを踏まえて本件処分についてみると、

ア 上記認定事実(6)及び(7)のとおり、処分庁は、審査請求人が同僚に預けている上記認定事実(3)アの残金について、法第4条第1項の「その利用し得る資産」に該当すると判断し、本件処分を行っているが、上記認定事実(3)エのとおり、審査請求人は残金が約 [REDACTED] 円あることは認めているものの、併せて、同僚からの一括回収は困難であるとも申し立てており、この残金が法第4条第1項の「その利用し得る資産」に当たり、すぐにも審査請求人が「最低限度の生活の維持に活用」することが可能であったのかが問題となる。

イ 法第4条第1項の「その利用し得る資産」とは、現実に使用、収益、処分の権能を持っている土地、家屋をはじめ貨幣、債権、無体財産権などプラスの財産の総称と解されているところ、残金が約 [REDACTED] 円あったこと自体は、審査請求人と処分庁の間で争いがないことから、残金がどういう形態で存在していたのかは明らかでないものの、残金自体の存在は認められる。

ウ しかしながら、処分庁は本件審査請求に係る弁明書において、「残金が利用可能な資産であるか、同僚からの返済の保証があるか等について確認するために調査を行おうとしたが、審査請求人は、個人情報と話したくない等の理由で調査を拒否したため、具体的な内容や今後の返済の保証の有無等について確認ができなかった」としており、審査請求人が主張するように、残金はその全額を即座に活用できる資産とまでは言えなかった可能性は否定できない。

エ 処分庁は、上記認定事実（７）及び（９）のとおり、残金について、金額を [REDACTED] 円と特定し、審査請求人が最低限度の生活の維持のために即座に活用できる資産として、保護の要否判定においてその額をそのまま収入充当額として用い、本件処分を行ったものであるが、上記ウで検討したとおり、残金が審査請求人の最低限度の生活の維持のためにその全額を即座に活用できなかった可能性を否定できない以上、処分庁の本件処分における残金の取扱い及び本件通知書の却下理由は不当なものと判断せざるを得ない。

オ また、処分庁は、本件申請については、残金の具体的内容を把握できなかった主たる原因が、上記認定事実（５）のとおり、審査請求人の調査拒否にあったのであるから、本来、法第２８条第４項の適用も含めて処分を検討すべきであったのに、そうした検討を行うことなく本件処分を行ったものである。

（６）上記（５）のアからオまでで検討したとおり、本件処分を行った処分庁の判断には、瑕疵があり、不当である。

３ 上記のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には、理由がある。

よって、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４０条第３項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成２４年１月２７日

広島県知事 湯 崎 英 彦

